

# スマート農業機械等導入緊急対策事業実施要領

(令和8年1月14日 制定 農振第739号)

## 第1 趣旨

スマート農業機械等導入緊急対策事業の実施については、スマート農業機械等導入緊急対策事業費補助金交付要綱（令和8年1月14日付け農振第738号岩手県農林水産部長通知、以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

## 第2 成果目標及び目標年度

### 1 成果目標

事業の目標年度において、導入する機械、機器、施設等（以下「機械等」という。）により、経営コストの一部又は全部を現状（令和7年度）より10%以上低減すること。

なお、機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。

### 2 目標年度

事業の目標年度は、令和8年度とする。

## 第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付要綱別表第1に定める農業法人、3戸以上の農業者で組織する農業者グループ及び集落営農組織とする。

## 第4 実施計画の策定

### 1 事業実施計画の申請及び承認

(1) 事業実施主体は、別表に掲げる書類により作成し、市町村を經由して、所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

なお、市町村長は、事業実施主体により提出された事業実施計画の内容、現状及び目標設定の根拠資料等について確認し、取りまとめて広域振興局長に進達するものとする。

(2) 局長は、(1)により提出された事業実施計画の内容を審査し、交付要綱及び本要領に照らして適当であると認め、次に掲げるすべての項目を満たす場合は、市町村を經由して、様式第3号により事業実施主体に対し承認するものとする。

ア 事業実施主体が交付要綱別表第1の基準を満たしており、かつ、取組の内容が、本事業の目的に沿っていること。

イ 機械等が、第2の1に定める事業の成果目標の達成に必要なものであり、適正かつ十分な利用が見込まれること。

ウ 機械等の規模及び能力が、成果目標及び取組、事業実施地域等を勘案し、適正であり、かつ過大なものではないこと。

(3) 局長は、(2)により承認した事業実施計画について、速やかに農林水産部長に報告するものとする。

## 2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる変更とし、変更しようとする場合は、前項に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 主要工事の内容の変更若しくは機械等の構造、機能又は種別の変更

## 3 事業着手

事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後、県の補助金の交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は別表に掲げる書類を局長に提出するものとする。

# 第5 報告

## 1 事業完了報告

- (1) 事業実施主体は、事業が完了した場合は、別表に掲げる書類を作成し、市町村を經由して、局長に提出するものとする。
- (2) 局長は、(1)の届出を受理したときは、速やかに完了確認者を指名の上、事業実施主体に完了確認の実施について通知し、完了確認を行うものとする。

なお、確認の結果、不適切な事項があると認められた場合は、是正等の指示を行わなければならない。

## 2 事業実施状況報告

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の実施状況について、別表に掲げる書類を作成し、市町村を經由して、局長へ報告するものとする。

なお、事業の実施状況は、令和9年度の4月30日までに報告するものとする。

## 3 目標達成に向けた支援

- (1) 市町村長及び広域振興局長は、事業実施状況報告の結果を踏まえ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 広域振興局長は、目標年度において成果目標が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、市町村長を通じて事業実施主体に改善計画を提出させ、目標が達成されるまで(処分制限期間又は7年の短い期間)継続して適切な指導を行うものとする。

# 第6 推進活動

広域振興局長は、市町村ほか関係機関と連携のもと、事業の円滑かつ適正な推進について、事業実施主体に対する指導を行うものとする。

# 第7 損害保険等への加入

事業実施主体は、農機具共済や民間事業者が提供する損害保険等への加入により、気象災害等に備えるものとする。

また、加入期間は、災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入することとし、また、当該機械等の処分制限期間において継続するものとする。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、令和8年1月14日から施行する。

## 別表

条 項	提出書類	様 式
第4の1、2の規定による書類	スマート農業機械等導入緊急対策事業承認（変更）申請書 スマート農業機械等導入緊急対策事業実施（変更）計画書 その他局長が必要と認める書類	第1号 第2号
第4の3の規定による書類	スマート農業機械等導入緊急対策事業費補助金交付決定前着手届 その他局長が必要と認める書類	第4号
第5の1の規定による書類	スマート農業機械等導入緊急対策事業実績報告書 スマート農業機械等導入緊急対策事業実施実績書 その他局長が必要と認める書類	第5号 第2号
第5の2の規定による書類	スマート農業機械等導入緊急対策事業実施状況報告 スマート農業機械等導入緊急対策事業実施状況報告書 その他局長が必要と認める書類	第6号 第7号